

労災年金の手続きを行う皆さまへ

マイナンバーの記載を お願いします！

平成27年10月にマイナンバー（社会保障・税番号）制度が導入され、皆さま一人ひとりに12桁の番号が住民票の住所あてに送付されます。

平成28年1月以降、労災年金の請求手続きの際には、マイナンバーの記載をお願いします。

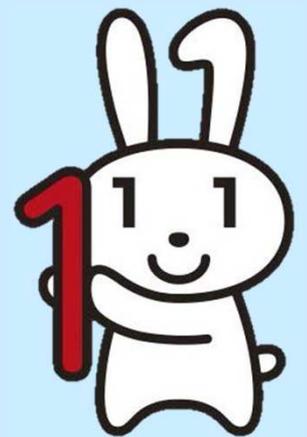
マイナンバーを記載した請求書などを提出する際には本人確認書類の提示が必要です。

＜本人確認書類の例＞

- ◆個人番号カード※1
- ◆通知カード※2 + 顔写真付き身分証明書など
(運転免許証、パスポートなど)

※1 個人番号カードとは、表面に氏名、住所、生年月日、性別と顔写真、裏面にマイナンバーが記載されたICチップ付きカードです。

※2 通知カードとは、氏名、住所、生年月日、性別が記載される紙製のカードで、顔写真は記載されず、単体では本人確認はできません。



マイナンバーキャラクター
マイナちゃん

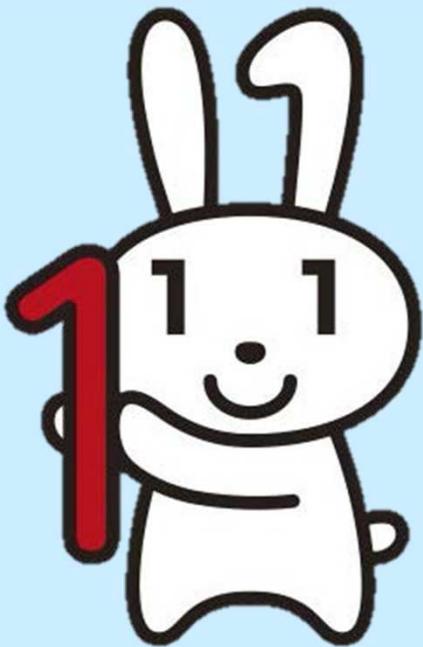
(裏面へ)



労災年金についても マイナンバー制度がはじまります！

マイナンバー制度は社会保障・税制度の効率性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現することを目的として導入されます。

平成27年10月から、住民票をお持ちの方（住民票をお持ちの外国人を含む）にマイナンバーが通知され、平成28年1月から順次、社会保障・税・災害対策の行政手続でマイナンバーの利用が開始されます。



マイナンバーキャラクター
マイナちゃん

労災年金についても、マイナンバーを活用して、他機関と情報連携を行い、定期報告の添付書類の省略など皆さまの負担が軽減され利便性が向上します。



マイナンバー制度の詳細

内閣官房「マイナンバー（社会保障・税番号制度）」

<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/index.html>

厚生労働省（マイナンバー特設サイト）

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000062603.html>

マイナンバー

検索